

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十号

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

(奈良県職員定数条例の一部改正)

第一条 奈良県職員定数条例(昭和二十四年七月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育長及び」を削る。

第二条第一項中「三、二三二人」を「三、二八一人」に、
「イ 県立病院の職員
ウ 奈良県立大学の職

員
二四二人
三九人」を「イ 県立病院の職

員
二四二人」に、「八三人」を
「八一人」に、「二七四人」を「二三七人」に、「三、九五一人」を「三、九一二
人」に改める。

(県費負担教職員定数条例の一部改正)

第二条 県費負担教職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七千四百六十三人」を「七千三百七十一人」に改める。

(奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正)

第三条 奈良県立高等学校等職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二、〇五二人」を「二、〇四八人」に、「一、〇四九人」を「一、
〇七〇人」に改める。

(奈良県警察職員定数条例の一部改正)

第四条 奈良県警察職員定数条例(昭和二十九年六月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二、四四九人」を「二、四六〇人」に、「二、七六九人」を「二、
七八〇人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）に係る第一条の規定による改正後の奈良県職員定数条例第一条の規定の適用については、旧教育長が在職する間は、なお従前の例による。